

大合議事件についての意見募集のお知らせ

知的財産高等裁判所特別部（大合議部）に係属中の下記事件に関し、下記の要領で、一般から、情報又は意見が記載された書面を募り、裁判所に対し、書証として提出する意見募集について、お知らせします。

記

対象事件

平成25年（ネ）第10043号事件（原審・東京地方裁判所平成23年（ワ）第38969号）

（事件の詳細については、裁判所ウェブサイトに掲載されている原審判決を参照して下さい。また、裁判所ウェブサイトに掲載されている、関連事件（東京地方裁判所平成23年（ヨ）第22027号、第22098号）の決定も参照して下さい。）

一般からの情報又は意見の提供を求める事項

標準化機関において定められた標準規格に必須となる特許についていわゆる（F）RAND宣言（(Fair,) Reasonable and Non-Discriminatory な条件で実施許諾を行うとの宣言）がされた場合の当該特許による差止請求権及び損害賠償請求権の行使に何らかの制限があるか。

書面の提出先・方法等

下記の控訴人訴訟代理人（又は被控訴人訴訟代理人のいずれか一方に、原本及び写し2部の合計3部を郵送で提出して下さい。和文によらない場合は和文への翻訳を3部添付して下さい（提出された書面は返還されません。）。

書面の提出を受けた訴訟代理人は、写しのうち1部を相手方に送付し、他の1部を裁判所に書証として提出します。なお、裁判所に書証として提出した書面は、原則として閲覧・謄写の対象となります（民事訴訟法91条）ので御留意下さい。

控訴人訴訟代理人

〒100-0005

東京都千代田区丸の内1-6-5丸の内北口ビル21階（丸の内オアゾ内）

大野総合法律事務所 FRAND事件係

<http://www.oslaw.org/>

被控訴人訴訟代理人

〒100-6529

東京都千代田区丸の内1-5-1新丸の内ビルディング29階

伊藤見富法律事務所 知財高裁平成25年（ネ）第10043号事件担当係

<http://www.mofo.jp/topics/press-release/20140123.html>

書面の書式等

書面はA4版の用紙に記載し、提出者の団体名・氏名等を明示して下さい。

提出資格

どなたでも提出できます。団体・個人等の別や資格の有無等は問いません。

提出期間

平成26年1月23日から同年3月24日まで

（提出期限を過ぎて提出された書面については裁判所へは提出されません。）

問い合わせ先

上記提出先 又は

知的財産高等裁判所 特別部

電話 03-3581-1724